令和８年度４月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和８年４月２１日（火）
時間：１３時３０分～
場所：邑南町役場　大会議室

出席農業委員　　名（欠席　名）

１　沖田　　浩	２　植田　眞二	３　藤井　晴之	４　椿　　徹
５　種　　克也		７　片岡　里美	８　服部　信彦
９　大石　幹夫	10　三上　孝行	11　寺田　博樹	12　松﨑　寿昌
13　柘植　　勲			

出席推進委員　　名（欠席　名）

１　山根　悦文	２　高橋　道明		
５　迫田　尚樹	６　田中　昭文	７　川本　雅雄	８　東　　廣司
９　冨永　有作	10　三上　好文	11　土井　英徳	13　三田　　誠
13　沖　　征和	14　柘植　義徳	15　上田　祥司	16　和田　清文

議事日程

第１　会長挨拶
第２　議案
- 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
- 議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
- 議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
- 議案第４号　農地法２条に規定する農地でない土地の証明について
- 報告第１号　農地法第３条の３の規定による相続等の届出について
- 報告第２号　町内の農地の賃借料情報の提供について

その他
(1) 事務連絡
・慶弔金徴収について

・歓送迎会の開催について

(2) その他

会議の概要

事務局	それは、令和8年度第1回邑南町農業委員会総会の方を始めさせていただきたいと思います。会長、挨拶をお願いします。
会　長	はじめまして。今日、初めての方もおられますので、今年度より会長を務めさしていただきます、沖田と申します。よろしくお願いします。委嘱状をさせていただきました、16名の推進委員の方は、なかなか、これから3年間。色々、町内の人の相談相手さらに、農地の見回り等色々あると思いますが。どうか、よろしくお願いいたします。会長挨拶ということですが。今日ここへ来るのにも、農地を見てみますに、もう本格的に農作業が始まったなと言う感じを受けております。農作業事故等のないように、皆さんも、農家の方と相談相手となり、身をもっていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。座らせていただきます。 では、総会に入りますが。今日欠席が、6番の荒木委員さんから欠席届が出ております。事録署名委員さんですが、2番の植田委員。3番の藤井委員さん。どうぞよろしくお願いします。議題ですが、今日は、議案第1号から報告第2号まで。件数もかなりありますので、よろしくお願いいたします。では、議案第1号から説明をよろしくお願いします。
事務局	はい。失礼します。議案の読み上げに入ります前に、議案の申請番号はですね。083-1から読み上げはさせていただきますが。この度、改選になられて、新しい担当委員さんの案件になりますので。委員さんの説明についてはですね、083-2番の植田委員さんの担当の方から、説明の方はしていただきたいというふうに思うんですが、よろしいでしょうか。 はい。そうしましたら、読み上げの方をさせていただきます。農地法第3条の規定による許可申請について。今月は5件です。 申請番号083-1。農地の所在は井原××-×。登記地目が田。面積が852㎡。無償の所有権移転です。譲渡人は○○○○さん。譲受人は●●●●さんです。 続きまして。申請番号083-2。農地の所在が矢上××-×。登記地目畑。面積が264㎡。無償の所有権移転です。譲渡人は□□□□さん。譲受人が■■■■さんです。 続きまして、申請番号083-3。農地の所在は下田所××-×。登記地目、畑。面積が74㎡。同じく、下田所××-×。登記地目が田。面積が82㎡。3条、有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△さん。譲受人は▲▲▲▲さんです。 続きまして、申請番号083-4。農地の所在は中野××-×。登記地目が田。面積が2454㎡。3条無償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇さん。譲受人は◆◆◆◆さんです。 続きまして、申請番号083-5。農地の所在は矢上××-×。登記地目が田。面積が146㎡。同じく、矢上××-×。登記地目が田。面積が60㎡。3条有償の所有権移転です。譲渡人は☆☆☆☆さん。譲受人は★★★★さんです。以上、5件です。
議　長	はい。ありがとうございました。はいありがとうございました。 では083－2の案件につきまして、担当の植田委員。聞き取り並びに現地調査、報告をよろしくお願いします。

2　番	はい。失礼をいたします。申請番号 083－2、農地法 3 条への無償での所有権移転についてご説明をさせていただきます。まず、3 ページの地図をご覧いただければと思います。場所的にはですね。ちょっと、非常にちょっと若干分かりにくいんですけれども。左上に少し黒く塗ってあるところの手前が、道路でございまして。それが、石見中央線となります。それで線上、道路上で、ちょっと右に、300ｍぐらい進むと、＊＊＊のバスの車庫等があり、反対に左側に行きますと、日貫訪問。それから、雲南の関係にもありますが、どういうような道路の位置関係となります。そしてまた、石見中央線から、今回の申請地までは、若干上り坂でございまして、200ｍぐらい上っていくと、今回の農地畑がございます。経緯につきましては、この農地、農地よりも、■■さんがいただける。こういう、貰い受けられるわけですが。先代の■■のお父さん、と□□さんとが長年の交流でございまして。現在の今度は■■さんの代になっても、続いておられるということを聞いております。今度□□さんも、今現在 79 歳ということで。年齢的にも課税等の管理が非常に難しくなるんだろうということで、娘さんもおいでになるんですけども、家族では耕作はなかなかできないというようなことから、誰かに引き受けていただきたいということで、家の近くの、そういう昔からの経緯もあったりして、■■さんが、それでは引き受けようというような形になったそうでございます。実際、■■さんは農業をされた際にも農地を引き受けされずに、出られたようなことも経緯がありまして、その明細にもございませんが、会社では、農業をされておりますので、そういう経験もございますし、農業機械についても、会社の機械を使ってやれば、管理もできるというようなことで、思い切られたそうでございます。4 月 15 日に、引受人の■■さんと、土井推進委員としながら現地も確認しました。チェックシート等にも照らし合わせましたが、問題ないと思いますので。審議の方、よろしくお願いをいたします。以上です。
議　長	はい。ありがとうございました。推進委員の土井さん。付け加えることありましたらよ、よろしくお願いします。
推 11 番	はい。特にございません。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございます。では、この 083-2 の件に対しまして、ご意見、ご質問等ありましたら挙手の上、よろしくお願いします。ご意見等は全員の方にお聞きしますので、よろしくお願いします。ありませんでしょうか？
？？？	ありません。 （意見質問なし）
議　長	はい。ないようでしたら、採決に移りたいと思います。なお採決は、農業委員さんだけで採決を行いますので、どうかよろしくお願いいたします。083-2 の案件に対しまして、ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 では、次の案件。083-1、藤井委員さん。よろしくお願いします。
3　番	はい。失礼します。それでは、申請番号 083-1。所有権移転、無償についてご説明させていただきたいと思います。申請地につきましては、2 ページ側の左の方見

	ていただきますと。これはですね、井原の＠＠＠がございますが。それを道路挟んで、斜め真正面を見ていただきますと。大きな屋根の￥￥寺というのが、これ見ますと右の図面になりますが。￥￥寺という寺がございます。それから 30ｍぐらいのところに、この土地はございます。譲受人の●●さんというのが、その￥￥寺から下の方に家がございますが。家からこの申請地までは、約 50ｍぐらいということでございます。道路の状況でございますが。旧国道から＆＆＆住宅というのがございますが。そこに入口の新しい道ができておりまして。そこを利用して、このために近道ということも多いかと思っております。この譲渡人の〇〇さんでございますが。高齢でもございますし、家の方はですね、＠＠＠付近の方に自宅がございまして。ここの場所まではかなり離れているということで、ほとんど作付け等はなかったということで。もう、当時の天蔵寺集落におられる●●さん等が、この辺の保全管理をされていたという状況が続いております。●●さんにつきましては、お兄さんがおられて、田んぼ等をやられておりましたが。7，8 年前に亡くなられて。今回の譲受人であります。●●さんが帰られて、Ｕターンをされて、今、百姓されているという状況でございまして。農業経験を帰えられてからかなり 6、7 年経っているということもございますし。農業機械等も全てが揃っております。チェックするチェックシートに照らし合わせて見てもですね。問題はないと思います。●●さん自身も、79 歳という高齢ではございますが。この方も息子さんがおられまして、2 人でもずっとお父さんともやってきたということもございまして。譲受人としては、やって大丈夫だというような判断をしております。以上簡単でございますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議　長	はい。ありがとうございました。推進委員の柘植さん。何か、付け加える事ことがありましたら、よろしくお願いします。
推 14 番	問題はないと思います。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。では 83-1 につきまして、ご意見ご質問等ありましたら挙手の上、よろしくお願いします。 ありませんでしょうか。
？？？	ありません。
	（意見質問なし）
議　長	はい。ないようでしたら、83-1 に採決に入りたいと思います。ご賛同いただける委員の方は挙手をよろしくお願いします。
	（全員挙手）
議　長	はい。全員賛成ということで許可相当と認めます。ありがとうございました。 では、では 83-3 に対して、服部委員さん。現地確認及び聞き取りをよろしくお願いします。
８　番	よろしくお願いします。083-3 について、有償の所有権移転についてご説明をします。まず場所なんですが。次のページのですね。4 ページになりますけども。この地図で言うとですね。田所地区の中組集落の仁スケっていう谷にあたる場所になるんですが。この右の下にですね。％％さんという家がありますけど。その道路の向こう側に出羽川が流れてるような。場所でございます。ちょっと、それ以上の目

	印がちょっと、この図から拾うことができないので。どちらかというと、中組集落で上の方の地区になります。場所はですね。そっから入ってきたところの、斜線の部分の場所となっております。それで受け人のですね、▲▲さんはですね。ちょっと仕事がちょっとお会いすることができないと。事前に聞いておりましたので、電話にての聞き取り調査になりました。内容はですね。この土地の広さからしてですね。このアサザ下線の部分の中にある四角の建物があるんですが。これ△△さん。渡し人の△△さんの家でございます。今回、その家をお父さんが購入されまして。それについてきたというと言葉はちょっと変な言い方なんですが。△△さんとしては、もうこの資産を全部処分したいということで。ご自宅と、家の裏の山も実は処分一緒に処分したいと。ついては、家の、入口にある畑もですね。合わせて一緒に購入の条件ということで。▲▲さんとしてもですね、特にこれを購入するつもりはなかったそうなんですが。当然、家の前ということもあり、面積のちょうど野菜を作るぐらいの家庭菜園ができるだろうということを言ってございました。現状はですね。もう建物も含めて、××ぐらいの人が住んでないような、家でございまして。もうやられかかってるような家でございまして。この 2 ヶ所の畑はですね、方法でもないですけど、耕こせば何とかなるというような畑でございました。小さなバージョンハウスが残骸が残ってるような感じでございます。特にですね、現地だけはですね、沼田推進委員と 15 日の日に見てきたんですけど。特に問題はないと思います。面積も少ないことですし、特にこの家を購入されるにあたって多分、家の周りをお話するっていうことも、多分▲▲さんとしても嫌でしょうから。多分管理はされるだろうということと、▲▲さん自身も家庭菜園ぐらいはちょっと、身を片付けて落ち着いたんですね。やりたいんだということを仰ってましたんで、特に問題はないかなというふうに思っております。以上でございます。審議のほどよろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。沼田推進委員さん、何か付け加えることがありましたらよろしくお願いします。 欠席です？　そうですか。 はい。では 083-3 につきまして、ご意見ご質問等ある方は挙手の上よろしくお願いします。 すみません。私から。服部委員。あの農地を▲▲さん、全然持っとってないんですけど。畑は手作業でされるいうことですね。
８　番	そうですね。見てきた感じは、ちょっとあったり。簡単な家庭菜園的なものはやりたいという。そういうふうなことはおっしゃっておったんで。
議　長	他ありませんでしょうか。 （意見質問なし）
議　長	はい。ないようでしたら 083-3 につきまして、採決をしたいと思います。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 続きまして、083-4 の案件につきまして、担当委員の柘植委員さん。現地確認並

	びに聞き取り調査の報告をお願いいたします。
１３番	初めてですので、どうも分かりませんけども。農地法の 3 条の許可申請について。4 月 16 日、私と沖さんと 2 人で行きました。引受人の◆◆◆◆さんも立会いしていただきましてお話を聞かさせていただきました。申請地は、右側の図面 5 ページをご覧ください。石見地域の中野地区にあり。中野公民館グランド横にあります。面積は 2 反 4 畝ぐらいになると思います。それと、その隣には中野中央自治会館がありまして。中野で言えば、一番中心になるんではないかなと思います。それと、あとですね、これ以上のことはなかなか。真ん中ですね。余勢？余勢いうて・・。大体、中野で一番広い面積のところ。それでですね。申請の概要ですけども、譲渡人は埼玉県久喜市在住の◇◇◇◇さんとのことです。耕作が困難であり、今後の耕作が出来ないため譲渡するものです。いうことです。経緯としては、2 年前までは日和の和田組が代わって、耕作管理をしておられましたが、和田組が撤退後は耕作放棄地となり、セイタカアワダチソウなどの雑草が蔓延する状況でした。周囲の耕作者や、私たちも見てましたけども、大変、経過も非常に悪い形だったです。それで耕作放棄地ですので、セイタカアワダチソウなどが、雑草が蔓延する状態ですので、周辺の耕作者からは、カメムシ等の蔓延を行っても、耕作放棄地に害虫が入るので何とかして欲しいと、おおいに多くの意見が出ていた耕作地です。耕作放棄地です。そうした中、隣の耕作している譲受人の◆◆◆◆さんに譲渡の話があったとのことでした。農地法 3 条の 2 項に規定される各項目についての説明ですが、譲受人は農作業の経験もあり、耕作に必要な農機も確保済みで、現在、耕作放棄地もすでに草刈りかにされています。農作業、常時従事要件について、譲受人は、現在も農作業に従事しており、引き続き農作業に従事すると見込まれます。別紙のチェックシートで、照らし合わせましても問題ないと思われます。全てが非該当でした。以上のことから、所有権の移転について、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。推進委員の沖さん。付け加える等ありましたら、よろしくお願いします。
推13番	特にございませんが、説明の通りで特に問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。では、083-4 の案件につきまして、ご意見ご質問等、ある方ございましたら挙手の上発言をお願いいたします。 ありませんでしょうか。 （意見質問なし）
？？？	ありません。
議　長	はい。ないようでしたら、083-4 の案件について、採決に入りたいと思います。賛同される方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 では、続きまして、083-5 の方の案件につきまして、担当委員の上田委員さん。説明をお願いします。

2　番	それでは、失礼いたします。申請番号 083-5、3 条有償での所有権の移転、所有の案件について説明ます。この案件は、令和 7 年の 9 月 22 日提出された、除外申請で承認をいただいた案件でございます。そのときは、ちょっと今から次に入れますけれども。5 条申請の関係で、大まかな面積的に出たわけですけども、ここの面積、今回の申請につきましては若干法面が入っております。それで、ちょっと部分を今回は 3 条ということで申請を確定して、全体的にこの地域の農地を農地、今は現在頑張っておりますが、それを全部譲りたいという申請のために今回提出を受けた次第でございます。まず、6 ページの地図をご覧いただきますでしょうか。場所は、力沢谷班で、申請地のこの 5 条の 3 と書いてある申請地のところに走っておる道路が、本線でございまして。この地域の本線でして、これをずっと上に上がりますと、石見中央線。元＄＄クリニックの病院の前に出るようなところにあたります。反対にこれをずっと下に下がりますと、農道の南線に当たるような関係で、今回の申請地につきましては、これは平面ですので分かりませんが。5、6m以上に高台になっておるような道路の位置関係となります。それで両方の道路の真ん中の辺、が今回の申請というような形になっております。　以前も 7 月の 9 月の時に説明しましたがこの町は 30 年前ぐらいから農地ではございますが。もう宅地化されておりまして埋め立てされておりまして。その農地を、亡き父お父さんが買われたということで、それから相続によって今回、☆☆さんが引き受けておられますけれども。そのままのような形で、草刈り等だけをして、今現在、住んでおるというようなことを聞いております。今回の引受人の★★氏は、浜田の旭町クリニックの病院を経営しながら、邑智病院に勤務されておりまして。矢上にも住居を考えたいと。いうことで、特に奥さんが高台の位置が非常に希望すると。いうようなことからこの条件にあいました。　それとあわせて、今回の譲渡人の☆☆さんと引受人の★★先生とは、以前よりずっと病院の関係も含めて、面識があったということで、契約に至ったというような流れになっております。面談につきましては、所有者が瑞穂でございますし、反対に引受人議員は病院の先生というようなことから、なかなかそれぞれ連絡いたしますが。取れませんで、ちょっと電話で 14 日に☆☆さんと電話にて、再度確認をしておりました。おります。それで内容につきましては、昨年の 9 月の時の内容と変わっておりませんので、再度確認したような次第でございます。場所については、14 日に三田推進員と現場を見てきましたけれども、特に変わりもなく、そのままの状態でありました。今後の申請が通りますと、建物も建てられるというような形になる運びになると思います。審議、審議の方、ひとつよろしくお願いをいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。推進の三田さん。何か付け加えがありましたらよろしくお願いします。
推 12 番	特にありません。よろしくお願いします。
議　長	ありがとうございます。では 083-5 につきまして、ご意見ご質問等ありましたら挙手の上、よろしくお願いします。 ありませんでしょうか。 （意見質問なし）

議　長	はい。ないようですので採決に入りたいと思います。083-5 の方につきまして、賛同いただける方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。ありがとうございました。 では、議案第 2 号へ入ります。事務局、説明よろしくお願いします。
事務局	はい。議案第 2 号に入ります前に、すいません。議案書の差し替えをお配りしております。議案第 2 号の 084-3 の〇〇さんのですね。住所が違っておりましたので、差し替えの資料を送っておりますので、議案書の差し替えをお願いします。それでは、読み上げをさせていただきます。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について。今月は 3 件です。申請番号 084-1 農地の所在は日和××-×。登記地目が畑。面積が 44 ㎡。同じく、日和××-×。登記地目が畑。面積が 9.97 ㎡。同じく、日和××-×。登記地目が田。面積が 4.48 ㎡。申請人が、▽▽▽さんです。転用目的ですが、墓碑です。所要面積は、土地造成が 58.45 ㎡。墓地が 58.45 ㎡です。転用の理由ですが、個人の墓地を建立したいです。この土地ですが、第 2 種農地です。農用地区域外です。農地法第 4 条第 6 項ただし書きにより許可できるものと判断しております。こちら追認の案件ですので、顛末書が添付されております。 続きまして、申請番号 084-2。農地の所在は、三日市××-×。登記地目が畑。面積が 44 ㎡。同じく、三日市××。登記地目が畑。面積が 150 ㎡。同じく、三日市××。登記地目が畑。面積が 293 ㎡。申請人は、◎◎◎◎さんです。転用目的ですが、農家住宅、倉庫です。所要面積は土地造成が 487 ㎡。農家住宅が 107.65 ㎡。倉庫が 48.86 ㎡です。転用理由は、住宅建設及び農業規模拡大に伴う倉庫の拡張です。この土地ですが、第 2 種農地です。農用地区域外です。農地法第 4 条第 6 項ただし書きにより許可できるものと判断しております。 続きまして、申請番号 084-3。農地の所在は、上亀谷××-×。登記地目が田。面積が 359 ㎡。申請人は〇〇〇〇さんです。転用目的は、駐車場、進入路です。所要面積は、土地造成が 359 ㎡。駐車場進入路が 359 ㎡です。転用の理由は、申請地を整地して、事務所への進入路及び駐車場として利用したいです。この土地ですが第 1 種農地です。農用地区域除外を令和 8 年 3 月 12 日に行っております。農地法第 4 条第 6 項ただし書きにより許可できるものと判断しております。こちら、追認の案件ですので、顛末書が添付されております。以上 3 件です。
議　長	はい。ありがとうございました。では、084-1 の案件につきまして、大石委員さん。現地確認並びに聞き取りのご報告をお願いします。
9　番	はい。失礼いたします。084－1。墓地の転用の案件です。すぐ下の地図をご覧ください。県の日貫川本線というのが、真ん中より少し下の方にとっておりますが、ここから、左へ 4、500m行くと、日和＃＃＃が。それか右へむいて行くと、桜井から川本方面へ抜ける道。これもずっと行くと、これも川本方面へ行く。三次江津線。そこから 200ｍぐらい入ったところに、墓地がすでに立派なお墓がっ建っておりました。4 月 13 日に和田推進さんと、現地立会をしました。現地では、立派なお墓が建っておりまして、周りも××、ご本人は東京に住んでおられまして。年に

	3回か4回か帰られると。時々は姿を見たことがありますが。今回は事務局より、＊＊司法書士さんが見ておられるということで、司法書士側へ連絡を取って聞かせていただきました。▽▽▽▽さんに頼まれて、随分いろいろ整理をされておるそうで、その中で、この墓地がまだ農地の名前だということが発覚しまして。今回の転用の申請になったという事でございます。平成の平成7年。購入されたもので、▽▽▽▽さんのお名前で書いてあります。もう、今回顛末書をつけられてて、申請をされたようで。現地見ますと、排水路が綺麗に整備されてる。それから、コンクリートで流れるようなところが、すべてコンクリートにされてあって。さらに周りは、▽▽さんの土地ばかりで、他人への迷惑はないのかなと思っていましたが。筆数が3つあって、最後に面積が非常におおございまして。現地をよく見ましたが、斜面が非常に多くて。その3番目の筆の田んぼとありますけど、すべて斜面です。それから、裏の畑なんですけど。それもブロック積みがされてあったり、コンクリートが張られてあります。それで、墓地だけの面積が20㎡ぐらいのことですが、それで非常にいい面積をいろいろから、いうふうに見させていただきました。他には。支障になるところはないかなと。チェックシートのチェックぐらい見ましたが、大丈夫かなあと思って見させていただきました。よろしくご審議お願いいたします。以上です。
議　長	はい。ありがとうございました。和田推進委員さん。何か補足することことありましたら・・・。
推16番	説明どおりでありまして。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございます。では、084-1につきまして、ご意見ご質問等ありましたら挙手の上、発言をお願いいたします。 ありませんでしょうか。
？？？	ありません。
	（意見質問なし）
議　長	はい。ないようですので、採決に入りたいと思います。084-1の案件につきまして、ご賛同いける方は、いただける方は挙手をお願いいたします。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 では、次の案件ですが。次の案件は私が担当いたしましたので、職務代理と議長を交代します。 ～議長交代～
(代理)	それでは、失礼をします。次の案件につきましては、会長の案件でございますので、私が職務代理として司会をさしていただきます。よろしくお願い致します。 そうしましたら、084-2について沖田会長から説明の方をよろしくお願いいたします。
会　長	はい。失礼します。では、084-2の案件についてご説明をいたします。瑞穂地域の出羽地区の三日市というところにあります。地図の9ページの地図で見ていただ

	きますと。今回の場所の上に、真ん中に道路がついて、両脇にかなりの件数が並んでおりますが、これは旧三日市の商店街であります。今はバイパスが抜けて、高原抜けておりますので、これは旧道になります。その中に◎◎さんというところがありますが。その家の裏手の農地にあたります。この案件は、先日、14 日の日に川本推進委員さん。それから、今回の申請人の◎◎◎◎さんと。3 人で確認並びに聞き取りをさせていただきました。◎◎さんは、道の駅＊＊＊にお勤めでして。そこへ作物等を販売で出荷されております。その関係で、今回この倉庫の、その作業をする為のものとして建てたいと。それから農家住宅は、今、息子さんが家へ一緒に住んでるおられますが。その息子さんの家を今回の申請地に建てたいということで、今回の申請になりました。チェックシートに照らし合わせましたが、問題は、ないと思いますので。どうかご審議の方よろしくお願いいたします。
(代理)	はい。ありがとうございました。先ほど、説明がございましたけれども。意見質問等がありましたら挙手して、質問の方をよろしくお願いをいたします。 ありませんでしょうか。 （意見質問なし）
(代理)	そうしましたら、質問等ないようでございますので。084-2 の案件につきまして、許可相当と思われる方は挙手の方をよろしくお願いをいたします。 （全員挙手）
(代理)	はい、ありがとうございます。全員。賛成ということで、許可相当と判断をいたします。ありがとうございます。それでは、また、代わります。 ～議長交代～
議　長	それでは、では続きまして、084-3 の案件につきまして、担当員の服部委員さん。現地確認並びに聞き取りの調査をお願いします。
８　番	よろしくお願いします。084-3 についてご説明をいたします。場所はですね。10 ページの左の上に、国道 261 っていう数字がある道路でありまして。そこにちょっと、今店を閉められたんですけど。@@@@@があったんですけど。そこから入ってたところの、ずっと奥点に入ります。で、地図ではちょっと分からないけど。右の方が、元￥￥￥￥になって。今ソーラーパネルになっておりますけど。それがこの向かって右側の山手の方がソーラーパネルなっている場所に位置しております。これはですね。去年の除外申請の時にもちょっとご説明をさせていただいたんですが。今回はこの斜線になってる。途中の道路の反対側にですね。〇〇さんが、ご自宅と、あと、自分でご商売を設備事業やってらっしゃいますけども。倉庫と事務所、そちらに建てられました。ただ、建てる際にですねこの進入が非常に調べた結果、町道でもなく、中学道的な道路でございまして。非常に資材を運んだりするんですね。今斜線の方はちょっと土地が低いもんですから、土手がちょっと崩れ高い言ったら変ですけど。もうちょっと、非常に危ないような状態でして。当時、〇〇さんも誰かに、町道であれば町道の方にも補修ということも出たらしいんですが。そうでもなく。そこへですね。こちらの家を建てるに際に出た残土をですね。そちらに

	道路の方に、どうかちょっと田んぼに入ったところ、通りやすくするために、広げたような形でですね。ちょっと埋め立てたような形になっております。今回、359㎡ということなんですが。この土地自体はですね、839㎡ございまして。全部が、今回の進入路と駐車場ということではございませんので。15日の日にですね。沼田推進と一緒に○○さん宅にお邪魔させていただいて。現地確認しましたら、このちょうど今回の申請の359のところにも、杭といいますか、印がしてございまして。もうちょっと、こっから言うとですね。ちょっと道路側に寄ったも、まっすぐ埋めるような感じで。評価を得れば、ちゃんと土手を築いて、ちゃんとした道路にしたいというふうにおっしゃってました。特に問題はないと思います。残りのですね、約500㎡の道路に関しては。○○さんの方としては家庭菜園と。果樹を植えたいということでおっしゃってますので、うん。ご自宅の方に、特に、ご実家の方も農業をやってらっしゃるっていうこともあって機械も特に問題はないと思っていますし。管理できるかなと言うふうに、以上でございます。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。では084-3の案件に関しまして、ご意見ご質問等ありましたら挙手の上発言をお願いいたします。 ありませんでしょうか。 （意見質問なし）
議　長	はい。ないようでしたら、084-3の案件に採決に入りたいと思います。ご賛同をいただける方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 では続きまして、議案第3号。事務局、よろしくお願いします。
事務局	はい。農地法第5条の規定による許可について、今月は3件です。 申請番号085-1。農地の所在は、出羽××-×。登記地目が畑。面積が241㎡。有償の所有権移転です。譲渡人は□□□□さん。譲受人は■■■■です。転用目的は、個人住宅用地で。申請理由は、若者予定住宅を建築するためです。所要面積は、土地造成が241㎡。個人住宅が107.65㎡です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。農地法第5条第2項ただし書きにより、許可できるものと判断しております。 続きまして、申請番号085-2。農地の所在は下田所××-×。登記地目が田。面積が615㎡。有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△さん。譲受人は▲▲▲▲さんです。転用目的は倉庫及び駐車場で。申請理由は、木造建築のよさをPRし、地域材の利活用を図る拠点として施設及び駐車場を活用するためです。所要面積は、土地造成が615㎡。倉庫が206㎡。駐車場が300㎡です。この土地ですが、第2種農地です。農用地区域外です。農地法第5条第2項ただし書きにより許可できるものと判断しております。追認の案件ですので、顛末書が添付されております。 続きまして、申請番号085-3。農地の所在は矢上××-×。登記地目が田。面積が767㎡。有償の所有権移転です。譲渡人は☆☆☆☆さん。譲受人は★★★★さんです。転用目的は個人住宅で。申請理由は、申請地を買い受け整地し、個人住宅及び車庫を建築したいです。所要面積は、土地造成が767㎡。住宅が114.27㎡。車

	庫が 63.76 ㎡。です。この土地は第 1 種農地です。農用地区域除外を令和 8 年 3 月 10 日に済ませております。こちら農地法施行規則第 33 条第 4 項により、許可できるものと判断しております。以上 3 件です。
議　長	はい。ありがとうございました。085-1 は私の担当の案件ですので、職務代理と交代いたします。 ～議長交代～
(代理)	そうしましたら、引き続いてよろしくお願をいいたします。085-1 に入る前に、先ほどすいません。推進委員の川本さんに意見を聞くのはすっかり忘れてしまいました。失礼をいたしました。今度は、この件につきましては、またふらしていただきますので、その節にはご意見の方、十分 2 倍ぐらい 1 本いただければと思います。よろしくお願いします。 そうしましたら、085-1 の案件は、沖田会長の案件でございますのでよろしいです。調査の結果等々のございましたら発表の方をよろしくお願いいたします。
会　長	はい。失礼します。085-1 の案件についてご説明をいたします。5 条の有償の所有権移転の案件でございます。場所は、12 ページの地図で。左側で見ていただきますと。真ん中に走っています道路を左方面に行きますと、瑞穂中学校の方へ向かいます。それから、この地図で、5 条-1 という横にまっすぐ細い道路が上がっておりますが。これをまっすぐ行ったら、現在の出羽の自治会館であります。いきいきセンターの方へ向かう道路。こういう位置関係になっております。で、この案件は 4 月の 13 日に、川本推進委員さん。それから、この譲受人の■■■■の社長であります、＆＆＆＆さん。3 人で現地確認及び聞き取り調査をさせていただきました。この案件ですが、ここに載っております。％％さん。それから、今回の申請場所の横に一軒家がありますが。この家を建てられる前に、■■にこの土地を、宅地として取得されたのですが。この時に、今回の申請地が、この今横に走っている瑞穂中学校へ向かう道路ですが。この拡張工事のため橋のつけかえがありまして、その時に県が、まだ、今回の申請地の地番。それから面積等が確定しないのでその時には、■■■■さんに譲受けることができませんで、その時にこの土地が残っておりました。それで今回、確定をしましたので、□□さんから■■■■の方に、今回申請が出されました。■■■■さんは、出羽地区、それから田所方面でもかなり個人住宅を建てておられますので。チェックシートの中にあります。土砂の流出とか、雨水の処理とかは問題ないと思います。チェックシート他の部門も影響はないと思いますので、ご審議の通り、よろしくお願いします。
(代理)	はい。ありがとうございました。085-1 についてご説明をいただきましたが。この件につきまして、ご意見とか、質問とかある方がございましたら、挙手をして、発言の方をよろしくお願いいたします。
9　番	すみません。
(代理)	はい。
9　番	土地造成が 240 ㎡。個人住宅 107 ㎡。残りの 130 ㎡ぐらいは、駐車場ということ

	でしょうか。
会　長	はい。現地を確認いたしましたところ。ここの面積、住宅の面積はまだ十分あるんですが。他が、この横川が流れておりまして。川の土手の面積がかなりとってありましたので、その関係上、数字的にはこういう形になると思います
９　番	土手の斜面みたいな。
会　長	そうですね。はい。
９　番	わかりました。
(代理)	はい。ありがとうございます。他にございませんでしょうか。
	（意見質問なし）
(代理)	川本推進委員さん。お待たせしました。難しい流れの判定をよろしくお願いします。十分、時間を取りますので。
推７番	先ほども、今回も、特に問題ございませんので。よろしくお願いします。以上です。
(代理)	はい。よろしいでしょうか。
	（意見質問なし）
(代理)	ありがとうございました。そうしましたら、採決の方に入りたいと思います。085-1 の案件につきまして、許可相当と思われたら、挙手の方をよろしくお願いいたします。
	（全員挙手）
(代理)	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで許可相当とみなすと判断いたします。大変すみません。久々の職務代理なもんで、色々失敗をしました。次からはできるだけスムーズにいくようになりますので、ひとつよろしくお願いいたします。ご協力の方ありがとうございました。
	～議長交代～
議　長	はい。ありがとうございました。では続けて参ります。085 の次の案件につきまして、担当員の服部委員さん。聞き取り並びに現地確認をよろしくお願いします。
８　番	よろしくお願いします。申請番号 085-2。有償の所有権移転です。場所はですね。13 ページのこれ非常にわかりやすいと思います。国道沿いのですね。旧道の駅のちょうど隣ですか。瑞穂小学校の前。＄＄＄さんっていう看板が出てるんですが。この排除されてらっしゃるんですけど。その裏手の場所になります。先週の 15 日の日にですね。迫田推進と、私とですね。受け人の▲▲、名義は＃＃になってますけど。▲▲▲▲さんのお父さん。▲▲※※さんと面談及び現地の確認をしてきました。▲▲※※さんはですね。◎◎◎◎という製材をやってらっしゃっております。現状ですね。土地造成と倉庫、駐車場とありますが、もう、そのままできております。実は、△△さんがですね。町内にある資産もちょっと今処分。ご自宅はもう処分されたんですけど。非常に、田んぼ含めて処分されてる中で、今回の物件もですね。△△さんが所有してらっしゃったところを、この▲▲さんが借りてらっしゃったそうです。建物、当然借りてそこへ倉庫がわりにしたり、しておられたそうです。

	今回の処分ということで、ここを購入してくれないかということで、ルートを使ってるから、変えましょうということで、▲▲さんの承諾をされたらしいんですが。いざ名義を変えるとなると、農地のままであると。ということで、ちょっと今回の申請となりました。できておりますんで、はちょっと申し上げられないんですが。こちらの方にも書いてありますけど。今、▲▲さんとしても、いろいろ木材建築の皆さん、PR したいということでそこで以前のイベント等もやられておったようなこともあり。こういう国道沿いで、いろいろそういう人を呼んだり、イベントをしやすい場所であるということで、これからもずっと変えないというようなことを仰ってましたんで。こういった形にはなっておりますけども、是非ちょっと。検討の方もよろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。迫田推進委員さん、補足等ありましたらよろしくお願いします。
推５番	特にありません。よろしくお願いします。はい。あがとうございました。では、085-2 に関しまして、ご意見ご質問等ありましたら挙手の上、発言をお願いいたします。
	ありませんでしょうか。
？？？	ありません。
	(意見質問なし)
議　長	はい。ないようでしたら、085-2 の案件にいただきまして採決を行いたいと思います。賛同いただける委員の方は、挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで許可相当と認めます。 では、続きまして、085-3 につきまして、担当委員の植田委員さん。聞き取り並びに現地確認の報告をお願いします。
２　番	そうしましたら、085-3 の 5 条の有償の所有権移転の申請の説明をさせていただきます。14 ページの地図をご覧ください。と言いますが、この地図も先ほどの 3 条と一緒でございます。それで、内容については先ほど、発表いたしましたので省略をさせていただきます。ここに備考の欄に書いてございますが、令和 7 年 9 月 22 日に除外申請を承認をいただいて。令和 8 年 3 月 12 日に除外済みという農地になっております。本件も含めて、全体が先ほど言いましたけれども、働いて、周囲にも特に問題なく道路の高さで走っておる位置関係にもなりますので、問題ないんではないかと考えております。これも、同じく 14 日に☆☆氏に電話をして、内容を聞き取りをした日に三田推進委員と現地を確認いたしました。令和 7 年 6 月通り現状としては特に変わってございません。他には特にございませんので、審議の方一つよろしくお願いをいたします。
議　長	はい。ありがとうございます。三田推進員さん、補足等ありましたらお願いいたします。
推12番	ありません。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございます。では、085-の 3 の案件に対しましてご意見ご質問等ありましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

議　長	私から。この地図上に建物のようなのが四角いのが残ってますけども、現在はないんですか？
２　番	現在はありません。以前は、お父さんがしめ縄等々を作られる時に、プレハブを建築されましたが、亡くなられた後には、今もう解体されて更地になっております。
議　長	はい。わかりました。他ありませんでしょうか。
？？？	ありません。
議　長	はい。ないようですので、採決に入りたいと思います。085-3 の案件に関しまして、ご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 続きまして、議案第 4 号ですが。どうしましょう？休憩はもう、ただでも押してますよね？
事務局	どちらでも。時間が 16 時ですし・・・。
議　長	時間が、押してますので。これはこのまま続けて。議案第 4 号に入らせていただきます。事務局お願いします。
事務局	はい。失礼します。すいません。初めに議案第 3 号となっております。申し訳ありません。4 号で訂正をお願いします。議案第 4 号、農地法第 2 条の規定による農地以外の土地の証明について、今月は 2 件です。 申請番号 082-1。土地の所在は中野××番。登記地目が田。判定地目が山林原野。面積が 404 ㎡。申請人は、▽▽▽▽さんです。申請理由ですが、平成 25 年の豪雨災害以降、進入が崩れ重機等が入れず、耕作ができておらず山林原野の状況になっているです。 続きまして、申請番号 082-2。土地の所在は、下口羽××-×。登記地目が田。、判定地目が雑種地。面積が 428 ㎡。申請人は◎◎◎◎さんです。申請理由は 20 年前から管理ができておらず、草木が生え耕作できていない状況です。以上 2 件です。
議　長	はい。ありがとうございました。では 082-1 の案件に対しまして。担当委員の柘植委員さん。ご説明並びに、報告をお願いします。
１３番	4 月 16 日の 10 時ごろに、▽▽▽▽さん立ち会いのもとに、私と、沖さんが、調査に行ってます。申請場所ですけども。中野地区の上茅場にあり、これがですね。石見学校から＃＃寺を通って、農道南線で、今工事してる線になりますけども。そこの山手のほうにある。土地です。田んぼです。名所は田んぼですけども。申請の概要ですけど。まず、よその家の田んぼを通らなければならなくて。その道路にも大きな受物がまずそこでも、まずいっぺん通れないというところで。それと、山の斜面に、隣接してるための農地であって。現在は利用されておらず荒廃があります。耕作するにも、山手側にある進入路は、平成 25 年の豪雨災害以降、狭隘での大きな通行できるには危険を伴い耕作ができない状況です。また、この農地には日頃、樹木らしき物と、草木が蔓延してる状況でした。以上のことから、再生利用が困難な農地に該当するのではないかと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。沖推進さん、補足等ありましたらよろしくお願

	いします。
推13番	はい。説明の通りでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございます。では、082-1の案件につきまして、ご意見ご質問等ありましたら挙手の上発言をお願いいたします。 ありませんでしょうか。 （意見質問なし）
？？？	ありません。
議　長	はい。ないようでしたら、082-1に対しまして採決に入りたいと思います。この案件について賛同いただける方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 続きまして、082-2の案件につきまして、担当委員の三上委員。確認事項並びに現地調査の報告をお願いします。
１０番	はい。それでは、申請番号082－2の件に関して、説明いたします。4月の19日に高橋推進委員と、現地の方確認して参りました。17ページの地図を見てもらいますと、現地の方ですけど。邑南美郷線って書いてある道路がありますが。それを地図で言うと、上の方に行くと、約1㎞はいかないとこですが。ケーブルＴＶへ××、江の川、橋がありますが。広島県へ向かって行っとります。手前の方が、役場の羽須美支所。羽須美支所から約600ｍぐらい進んだところになります。現地の方確認したところ、草、木がかなり生えっていたり、木材が積んであったりと。再生して､耕作する部分は難しい状況だと判断しました｡また◎◎さんも高齢ですので、ここで農業する再生しても農業するということはない。ということでした。以上のようなことで現地の方を確認したところ、以上、相当するような状況でしたので、審議の方、よろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございます。高橋推進委員さん。補足等ありましたら、よろしくお願いします。
推２番	特にありません。よろしく審議の方お願いします。
議　長	はい。ありがとうございます。082-2の案件につきまして、ご質問等ありましたら挙手の上、発言をお願いいたします。 ありませんでしょうか。 （意見質問なし）
議　長	はい。ないようでしたら、採決に入りたいと思います。082-2の案件につきまして、賛成の方の挙手を求めます。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。ありがとうございます。 続きまして、報告の第1号に入りたいと思います。事務局・・・。すみません。これは報告事項ですので、皆さんで確認の上、ご質問等ありましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

	～ご覧中～
議　長	12 件と、ちょっと数ありますが、ご意見等ありませんでしょうか？
？？？	ありません。
議　長	はい。ないようですので、これは届け出ですので採決を行いません。続きまして、報告の第 2 号に入りたいと思います。事務局から説明をお願い致します。
事務局	はい。失礼します。町内の農地の賃借料情報につきまして、本日、1 枚紙でお配りをさせていただいております。令和 7 年の 1 月から 12 月までに締結された利用権設定に関する賃借料になっております。変更点と、毎年 4 月の総会でご確認をいただきまして、町の広報等に掲載をさせていただいております。昨年との変更点といたしましては、米印の 3 番なんですが、物納の場合のですね。30 kgあたりの金額を昨年、米の、負担価格もかなり高かったのもありまして、ここを 9,000 円というふうにしております。この 9,000 円の根拠といたしましては、島根県の出している経営水稲のですね。経営指針等があるんですが。そこに出ている、きぬむすめ、つや姫あたりの単価の平均をとって 30 kg当たり 9,000 円として換算しております。この内容で報告ですので、この内容で、また広報等で掲載をさせていただこうと思っております。何かご質問とか、修正等がお気づきの点がありましたら、また事務局の方まで仰っていただければと思います。以上です。
議　長	はい。ありがとうございました。この場で質問等ないようですので、また事務局の方でも、他の事で感じられることがありましたら、連絡をいただきたいと思います。 ないようでしたら、 次の 4．の （その他） (1) 事務連絡 (2) その他 次回の総会は、5 月 21 日（木）13：30 からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会　　長　　印

議事録署名委員　　印

議事録署名委員　　印